

マイナ保険証利用促進について

健康保険証が **2024年12月2日(月)** に廃止されます。
マイナ保険証をご登録・ご利用ください。

健康保険証は本年12月2日(月)に廃止され、「マイナ保険証」に一本化されることになりました。
同日以降は健康保険証の新規交付・再交付は行うことができません。



現在加入者の方へ発行済みの健康保険証については、有効期限を明記していないため、経過措置期間（1年間）後の2025年12月1日まで使用できますが、12月2日以降は使用できなくなります。今後は、マイナンバーカードの保険証利用登録したマイナ保険証での受診が基本となります。マイナ保険証は既に医療機関等で利用されておりますので、お早めに切り替えていただくことを推奨いたします。

※但し、マイナ保険証未取得の方には資格確認書を交付（後述）

関連リンク

◆ マイナ保険証での受診が始まっています（健康保険組合連合会 公式動画）

<https://youtu.be/r5ckNYyxv3Y>



マイナ保険証で受診するメリット

(令和5年3月時点)

マイナ保険証をご利用ください

～本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります～

マイナンバーカードを健康保険証として使うといいこといっぱい!

- 医療費を20円節約できる
現行の保険証よりも、皆さまの保険料で回っている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- マイナポータルで医療費控除申請が簡単にできる
過去の医療情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を把握して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を免除
現行適用認定等がなくとも、高額療養費制度における「**電子処方箋**」と合わせて便利に**当施設は電子処方箋対応!**
- 飲み合わせの悪いお薬の処方をチェックして防止
過去に処方されたお薬の情報と今回処方されたお薬の情報を照らし合わせ、飲み合わせの悪いものがないか、効果が同じお薬のもらい過ぎがないかをチェックします。
- 事故や災害時でもお薬情報が連携されて安心
過去に処方されたお薬情報を複数の医療機関・薬局をまたがって医師・薬剤師・薬剤師に共有することができ、事故や災害時でも安心・安全な処方を受けることができます。

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「**資格確認書**」が交付されます）。
・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（最長12月1日まで）**、使用可能です。

① マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1 マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です

- オンライン申請（マイコン・スマートフォンから）
- 郵送による申請
- まちなかの証明写真機からの申請

STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

ご利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う

よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの?

マイナには保険証情報や医療情報自体は入っていません。初めて医療機関・薬局を受診した際に、暗証番号をロックされます。不正に情報を盗みだそうとすることはできません。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにどうしたらいいの?

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関・薬局を受診した際に、暗証番号をカードリーダーの画面で、そのまま初期の暗証番号で入力してください。

どうやって受診するの?

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くだけで受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。

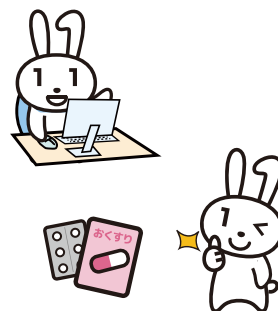
マイナンバーカード 保険証利用 検索

① 医療費を20円節約できる

	初診	再診	調剤
マイナ保険証利用	20円	0円	10円
従来の保険証利用	40円	0円	30円

※患者負担は上記金額の2割または3割。

- ② マイナポータルで医療費控除申請が簡単にできる
- ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除
- ④ 飲み合わせの悪いお薬の処方チェックして防止
- ⑤ 事故や災害時でもお薬情報が連携されて安心



関連リンク

◆ 被保険者&医療機関WinWin (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html



マイナ保険証を利用するには

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、
以下の準備をお願いいたします。

STEP 1 マイナンバーカードを申請する

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

[illegible]

まずは必要なものをチェック!

スタート 市区町村から通知カードと一緒に送られてきた交付申請書を持っていますか?

- 持っていない! → 手続き用の交付申請書・封筒をダウンロードして、郵便で申請できます!
- 持っている! → お住まいの市区町村窓口へ!

4つの方法から申請ができます!

- スマートフォン
- パソコン
- 郵便
- 証明写真機

スマートフォンで申請 スマホを使いこなしている! 印刷も持ちもの!

パソコンで申請 パソコンが得意! 作業が得意! 文字を書く方が得意!

郵便で申請 印刷が苦手な人! 郵便局まで行くのが苦手な人!

証明写真機で申請 証明写真機が身近にある!

必要なもの 交付申請書 スマートフォン 顔写真データ

ゴール 申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます! 交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

STEP 2 マイナンバーカードを健康保険証として登録する

■ 利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

関連リンク

◆ 利用について（地方公共団体情報システム機構）

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_mynumbercard_usage1/



STEP 3 登録情報の確認後、マイナンバーカードを使ってみる

マイナポータルにログインして、ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか、ご確認をお願いいたします。

※初めての利用時など、登録が完了しているかどうか分からない状態で受診する場合は、念のためマイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。

医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？

マイナンバーカードで受診するメリット

- 安心** よりよい医療が受けられる！
 - 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
 - 薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬投与のリスクを減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
 - 旅行先や災害時に受診する際も、家の情報等が連携されます。
- 便利** 各種手続きも便利・簡単に！
 - マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
 - 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
 - 就労や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
 - 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナンバーカードで受診するための準備

1. マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

2. マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- 医療機関・薬局の健康証付きカードリーダーから申し込みます

スマホから

- 下記3つを準備
 - ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバーカード読み取り用のスマホ
 - ③ アプリ「マイナポータル」のインストール
- STEP1 「マイナポータル」を開く
- STEP2 「申し込み」をタップする
- STEP3 利用規約等に同意する
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る

セブン銀行ATMで

- 必要なのはマイナンバーカードのみ！
- ATM画面でマイナンバーカードでの登録
- 健康保険証利用の申込み

マイナンバーカードでの受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認ください。

確認方法

1. マイナポータルにログイン
2. ログイン後、画面下部の「注目の情報」までスクロールし、「最新の健康保険証情報の確認」を押します。
3. 健康保険証情報のページが表示されます。「注目の情報」の中にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。

初めての利用時など、登録が完了しているかどうか分からない状態で受診する場合は、念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証を携行してください。

医療機関等にある健康証付きカードリーダー上で健康保険証利用登録時は、このような画面が表示されます

医療機関・薬局に設置されている健康証付きカードリーダー上で利用登録を行った場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。

▶ データ登録に時間がかかっている場合は、「あなたの健康保険証情報がシステムに登録されていないため、健康保険証利用登録できません。」と画面に表示されます。

ご不明点等がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、**マイナワンバース総合フリーダイヤル(0120-95-0178)もしくはご加入の健康保険組合にお問合せください。**

健康保険組合連合会 ロッテ健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら



マイナワンバース
総合フリーダイヤル

マイナワンバース
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

今後のスケジュール

健康保険組合では、2024年12月2日からの保険証廃止に伴い、下記の対応を行います。

① 「資格情報のお知らせ」の交付(10月予定)

加入者が安心してマイナンバーカードを保険証として利用できるようにするため、健保組合が把握している加入者情報を通知することで情報の正確性を担保します。

原則すべての被保険者等に対して事業主を通じて資格情報のお知らせ（個人番号下4桁を含む）を送付します。（1回限り）

12月2日以降、新規加入者へも資格情報のお知らせを交付します。

② 「資格確認書のお知らせ」の交付(11月予定)

今後、健康保険組合では加入者の方がマイナ保険証の利用登録状況をされたかどうか随時確認作業を行っていきます。

11月時点でまだ個別にマイナ保険証を保有していない、以下 A～C の方々などについては、申請によらず資格確認書を発行いたします。

- (A) マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方
- (B) マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
- (C) 電子証明書の更新を失念した方、マイナンバーカードを返納した方

！ ご注意ください！

現在加入者の方へ発行済みの健康保険証は、経過措置期間終了後、**2025年12月1日までしか使用できません。**

12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方は、「健康保険証」と「資格確認書」の両方を提示しないと保険診療は受けられなくなります。

上記の場合は本人が全額（10割）立替後、後日、療養費請求書を作成し事業主経由で健保組合への請求が必要です。申請から精算までの手続きには一定期間を要します。

**今後は医療機関からもマイナ保険証の提示を求められます。
マイナ保険証未取得の方は早めの作成をお願いいたします。**

補足情報

医療機関・薬局等でオンライン資格確認ができない (マイナ保険証が使用できない) ケースの対応

マイナ保険証で受診する場合、医療機関等の窓口では、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすことでオンライン資格確認を行います。加入者資格があるにもかかわらず、「資格無効」や「資格情報なし」と表示されることがあります。

また、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認ができない場合もあります。このような場合には、当面マイナンバーカードにある氏名や生年月日等の情報、連絡先、加入している保険者等に関する事項を「**被保険者資格申立書**」に記入し、医療機関等の窓口にご提出いただくことで、申し立てた自己負担分（3割分等）で保険診療を受けることができます。

なお、医療機関等でマイナ保険証が使用できなかった場合は、いくつかの原因が考えられますので、以下のフロー図に沿った対応をお願いいたします。

